

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

健康づくり課 健康係 (Tel64-1515)

市では高齢者の肺炎を予防するため、23価肺炎球菌ワクチン接種料金の一部を助成します。

ご注意ください
初めて23価肺炎球菌ワクチンを接種する人が助成の対象となります。過去に受けたことがある人(公費・自費問わず)は、全額自己負担での接種となります。

接種期間

令和3(2021)年3月31日(水)まで

対象者

みやま市に住民票があり、次の①、②のいずれかに該当する人

- ① 令和2(2021)年度対象者年齢65歳(昭和30年4月2日)～昭和31年4月1日生)
- ② 70歳(昭和25年4月2日)～昭和26年4月1日生)
- 75歳(昭和20年4月2日)～昭和21年4月1日生)
- 80歳(昭和15年4月2日)～昭和16年4月1日生)
- 85歳(昭和10年4月2日)～昭和11年4月1日生)
- 90歳(昭和5年4月2日)～昭和6年4月1日生)
- 95歳(大正14年4月2日)～大正15年4月1日生)
- 100歳(大正9年4月2日)～大正10年4月1日生)

- ※①の対象者には、4月下旬頃に予防票を郵送します。
- ② 接種日当日60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある人(身体障害者手帳1級程度)。
- ※②の対象者には予防票は郵送しておりません。接種希望の人は、健康係まで問い合わせください。
- 接種方法**
接種医療機関に事前に予約し、予防票、健康保険証などを持って接種してください。
- 接種回数**
接種期間中1回のみ
- 接種費用個人負担額**
3千円
- ※生活保護世帯の人や市民税非課税世帯の人は、接種費用個人負担額が免除されます。左記窓口で事前に証明書の発行を受けて、予防票と一緒に医療機関の窓口提示してください。(証明書発行は無料です)
- 生活保護世帯の人
(生活保護受給証明書)
●福祉事務所生活支援係
●市民税非課税世帯の人
(予防接種減免用市民税非課税証明書)
 - 本庁 税務課 市民税係
 - 山川支所 市民サービス係
 - 高田支所 市民サービス係

戦没者などの遺族に特別弔慰金が支給されます

福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 (Tel64-1518)

国として、戦没者などの遺族に改めて弔慰の意を表すため、第11回特別弔慰金(記名国債)が支給されます。

支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けられる人(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、次の順番で遺族1人に支給します。

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ② 戦没者などの子
- ③ 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ④ 戦没者などの死亡当時の生計維持関係などにより順番が入れ替わります。

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計維持関係があった人に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日まで

※期限を過ぎると今回の弔慰金を受けられなくなります。

請求窓口

- ▽福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係
- ▽山川支所 市民サービス係
- ▽高田支所 市民サービス係

市民協働まちづくりに関する事業を補助します

企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)

市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するため、協働によるまちづくりに関する事業に自主的かつ主体的に取り組む団体に対し、事業費の一部を補助します。

補助対象団体

次の要件を全て満たす団体

- ① 5人以上で構成され、その過半数がみやま市在住または在勤、在学などがある
- ② 団体の組織・運営を定めた規約、会則などがある
- ③ 活動拠点が市内にあり、かつ、市内で主な活動を行っている

補助対象事業

地域の活性化や課題解決を目的とし、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、自発的な参加によって行われる公益性のある事業。

- ① 市民協働を進めていくために必要と認められる事業
- ② みやま市のまちづくりに必要と認められる事業
- ③ 市内で実施される事業
- ※対象とならない事業

▽市の他の補助を受けている事業または補助対象事業▽他の団体を補助する事業▽事業効果が特定の個人または団体のみに利益を受ける事業▽既存施設などの修繕を目的とする事業▽団体の運営を目的とする事業▽宗教および政治活動を目的とする事業▽営利のみを目的とする事業

補助金額等

対象経費の5分の4以内
(限度額30万円)

※予算の範囲内で補助します。

※補助金は、当該年度事業分として交付します。実施期間は交付決定の日から翌年の3月31日までで、特に継続が必要と認められた場合は、同一事業で3年を限度に交付申請ができます。

補助対象経費

当該事業に係る経費

(次に掲げる経費は補助の対象となりません)

- ▽団体の経常的な運営維持管理経費
- ▽団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費および宿泊費▽他団体への補助および寄贈などを目的とする経費▽事業と直接関係のない備品など、補助することが適当でない認められる経費

申請期限

5月18日(月)

補助の決定

提出書類に基づき「市民協働事業審査委員会」で審査を行い補助の決定を行います。

※申請方法など手続きについては、問い合わせください。

奨学金返済支援制度のお知らせ

企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)

奨学金の貸与を受けて高校・大学等に進学し、筑後地域内で働く人に、3年間で最大54万円を支給しています。

申請のおもな条件

- ① みやま市に住民票がある人
- ② 申請年度の前年度以前に奨学金の返済を開始した人
- ③ 申請日時時点で満30歳以下の人
- ④ 平成29年3月1日以降に、筑後地域内の事業所に就職、または起業第1次産業に1年以上継続して従事している人

補助期間

3年間

補助金額

申請年度の前年度の奨学金返済額×4分の3
(上限18万円)
※最大54万円

対象となる奨学金

- ▽独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- ▽地方公共団体、学校、公益法人が実施する奨学金
- ▽その他市長が認める奨学金など

※詳しくはホームページまたは問い合わせください。